

トピーライフ 24 ご加入手続きの流れ

■「新規にご加入いただく場合」、「継続加入を行わない場合」や「ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して加入を行う場合」は、加入依頼書にご記入のうえ、トピーエージェンシーまでご送付ください。
 ■ご加入の際は、被保険者の生年月日、性別等加入依頼書の記載内容に変更がないか十分ご確認ください。



保険料のお支払いは、便利な給与控除です。
 (ご退職者の方は、ご指定口座からの口座振替となります。)

中途加入・内容変更手続きについて

中途加入・内容変更等は、随時受け付けております。トピーエージェンシーまでご連絡ください。
 中途加入の場合、加入日は毎月27日となります。その場合、加入日の翌々月から給与控除(ご退職者の方は口座振替)となります。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●**取扱代理店** 株式会社トピーエージェンシー 本社
 〒141-0032 東京都品川区大崎1-2-2 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 6F
TEL.03-5436-0212 FAX.03-5436-0215
 メール hoken@agency.topy.co.jp
 HP <http://www.topy-agency.co.jp/>
 本社 TEL.03-5436-0212 / TEL.(無料)0120-959-766
 東海支店 TEL.0532-25-0150 (豊橋製造所内:内線6641) FAX.0532-25-3421
 綾瀬事業所 TEL.0467-78-1111 (綾瀬製造所内:内線252)
 豊川事業所 TEL.0533-89-4282 (豊川製造所内:内線2533) FAX.0533-89-4283
 (受付時間:平日の午前9時から午後5時半まで)

●**幹事引受保険会社** 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第四部第二課
 〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL.03-3231-4111 FAX.03-3231-9891
 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●**指定紛争解決機関**
 損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料>
 受付時間:平日の午前9時15分から午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●**事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。**
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
 ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約しおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 ●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

SJNK18-06404 (2018年8月28日)

2018年度 トピー工業グループ団体保険制度*1

トピーライフ 24

大好評 **がん補償プラン**



保険料最大 **24%OFF***2

ケガ・がんとともに補償する安心プラン!
 安心と幸せが、大きくワイドに広がります。
 保険料24%OFF未滿の割引率となる保険商品もございます。詳細はパンフレットの各保険ページにてご確認ください。

**介護補償プラン・
 弁護士費用補償プラン
 をご検討ください!**

保険期間

2018年11月27日 午後4時 から 2019年11月27日 午後4時まで1年間

*1 トピーライフ24は本パンフレットでご案内している各種保険の総称です。
 *2 団体割引20%、団体契約による割引5%(傷害総合保険の場合)。

※中途でご加入される場合は裏表紙をご覧ください。

保険契約者

トピー工業株式会社

取扱代理店

株式会社トピーエージェンシー

新規加入・変更・脱退の際は同封の「加入依頼書」をご提出願います。

既加入内容を変更されない場合は自動継続となります。(加入依頼書提出不要)



注目商品

リスクへの備えは万全ですか？ いまこそ加入のチャンスです。

詳しくは本パンフレットの
各保険プランのページを
ご参照ください。

傷害総合補償プラン

ケガや法律上の賠償責任などの日常生活の
リスクを補償します。



オプション補償 (ホールイ
ンワン・アルバイトロス費用
+住宅内生活用動産・借家
人賠償) でワイ
ドな補償がブ
ラスできます。

保険料 **24%割引**
(団体割引 20%、
団体契約による
割引 5%)

おすすめ

お給料補償プラン

国内外を問わず、病気やケガで働けない
期間の所得を補償します。



保険料 **20%割引**
(団体割引 20%)

こども補償プラン

お子さまのケガによる死亡・後遺障害を
補償します。また扶養者のケガによる
死亡・重度後遺障害の場合、
お子さまの育英費用を
補償します。



保険料 **24%割引**
(団体割引 20%、
団体契約による
割引 5%)

ゴルファープラン

ゴルフプレー中、練習中のケガ、賠償、
用品の事故を補償します。



保険料 **15%割引**
(団体割引 15%)

おすすめ

介護補償プラン

病気やケガなどにより要
介護状態となった場合の
介護による急な
出費の一時金
を補償
します。

保険料 **20%割引**
(団体割引 20%)

おすすめ

弁護士費用補償プラン

弁護士へ法律相談した
ときの法律相談費用や
弁護士委任費用
を補償します。

保険料 **20%割引**
(団体割引 20%)
※ただし、L1プランの場合

大好評

がん補償プラン

現在の医療補償だけでは不足がちな「がん」を手厚く補償する「がん保険」をご用意しました。

なんと日本人の
死亡原因のNo.1は
『がん』と
なっています。

いまや
早期発見なら「がん」は
治る病気と
いえます。

しかし
治療には
多額の費用が
かかります。

保険料 **20%割引**
(団体割引 20%)

手続き簡単

病気の補償でも告知のみで
医師の診査等は不要!

※告知書の内容によりご加入
をお断りする場合があります
※告知書の内容によりご加入
をお断りする場合があります
※告知書の内容によりご加入
をお断りする場合があります

トピーライフ 24 の特長

POINT **1** **割安な保険料**
トピー工業グループでのみの割引
最大24%
[傷害総合保険の場合、団体割引20%、
団体契約による割引5%]
※保険料24%OFF未済の割引率となる保
険商品もございます。詳細はパンフレッ
トの各保険ページにてご確認ください。

POINT **2** **充実補償と豊富なラインナップ**
ケガや第三者への賠償
責任、病気やケガでの
お給料の補償、がんなどワ
イドで充実した補償。ま
た、さまざまなニーズに
合わせて多数の商品か
ら選択できます。
[身の回りのリスクに
幅広く備えられます]

POINT **3** **ご家族の皆さまも
ご加入できます**
お子さまやご家族の皆さま
も、ご加入いただけます。

POINT **4** **ご退職後も継続補償**
ご退職後も在籍と同様に
トピー工業グループ割引を適用して
ご継続いただけます。
お給料補償プランは除きます。

各プランは 次ページの一覧表を ご覧ください

INDEX

トピーライフ24の概要

トピーライフ24
補償内容一覧表 …… P3

商品内容

- 傷害総合補償プラン …… P5
- お給料補償プラン …… P7
- こども補償プラン …… P8
- がん補償プラン …… P9
- 介護補償プラン …… P11
- 弁護士費用補償プラン …… P13
- ゴルファープラン …… P17

損保ジャパン日本興亜・
アンスタントダイヤルのご案内 … P18
トピー工業グループ団体扱
保険商品のご案内 …… P19
[よくある質問 (FAQ)] …… P21

ご加入にあたって

- 保険のあらまし …… P22
- 傷害総合補償プラン
補償内容 …… P23
- お給料補償プラン
補償内容 …… P27
- こども総合補償プラン
補償内容 …… P29
- がん補償プラン
補償内容 …… P30
- 介護補償プラン
補償内容 …… P32
- 弁護士費用補償プラン
補償内容 …… P37
- ゴルファープラン
補償内容 …… P39
- 加入に際して注意事項 …… P41
- ご加入内容確認事項 …… P45
- ご加入手続きの流れ …… 裏表紙

トピーライフ 24

補償内容一覧表

トピーライフ24なら
あなたにピッタリの
コースが見つかります

トピーライフ24は、トピー工業グループの

皆さまにご利用いただける各種団体保険制度の総称です。

補 償 内 容				
ケガ				賠償責任
入院・通院は1日目から補償 日常生活によるケガ、 天災によるケガも補償!				訴訟費用にも対応 思いがけず発生した 法律上の賠償金や 訴訟費用を補償!
階段の踏み外しによるケガ等	勤務中のケガ		水漏れで階下の部屋を汚した等	
死亡・後遺障害	入院	通院	手術	個人賠償責任
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
—	—	—	—	—
○	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	—	○ ^{※1}

補 償 内 容											
携 行 品	ゴ ル フ 用 品	ホ ール バ ト ロ ス 費 用	所 得 補 償	が ん					介 護 補 償	弁 護 士 費 用 補 償 等 (オプション)	
				入院・通院は1日目から補償 悪性新生物に加えて上皮内新生物も補償!							
				がんて入院	がんて入院	がんて入院	がんて入院	がんて入院	がんて入院	がんて入院	がんて入院
				診断保険金	入院	外来治療	手術	先進医療	先進医療	先進医療	先進医療
○	○	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	○	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	○	△	—	—	—	—	—	—	—	—	△
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	○	○	○	○	△	—	—	△
—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	△
—	○ ^{※1}	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—

保 険 プ ラ ン	補償 総 合	ファミリーコース	○	○	○	○	○
		カップルコース	○	○	○	○	○
		パーソナルコース	○	○	○	○	○
	お給料補償プラン (注)ご退職者の方をご加入いただけません。		—	—	—	—	—
	子ども補償プラン		○	—	—	—	—
	がん補償プラン		—	—	—	—	—
介護補償プラン		—	—	—	—	—	
ゴルファープラン		○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	—	○ ^{※1}	

※ 1: ゴルフ場構内・ゴルフの練習・競技または指導中に生じた事故にかぎりです。

ゴルフ場、ゴルフ場構内の定義については、40ページ「用語のご説明」欄をご参照ください。

△ 保険金のお支払方法等重要な事項は、22～44ページの「ご加入にあたって」「契約概要のご説明」を必ずご覧ください。

○ 補償されます。 △ オプション(特約)により補償されます。 — 補償されません。

トビーライフ 24 傷害総合補償プラン 月払

〔傷害総合保 険〕

ケガや法律上の賠償責任などの日常生活のリスクを補償します。
地震・噴火または津波によるケガも補償します。

基本補償

合算割引 **24%**

傷害総合保険は、国内、国外を問わず、ここまで補償します。

ホールインワン・アルバトロス費用は国内のみ補償します。

[保険期間：1年 団体割引20%、団体契約による割引5%] 職種級別A級、天災危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(180日) セット

補償項目	補償内容	パーソナルコース 保険金額					
		P0	P1	P2	P3	P4	P5
本人	死亡・後遺障害	—	200万円	500万円	800万円	1,000万円	1,200万円
	入院保険金日額 1日目から補償	1日につき 1,500円	1日につき 2,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円	1日につき 8,000円	1日につき 10,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の 10 倍 外来の手術：入院保険金日額の 5 倍					
	通院保険金日額 1日目から補償	1日につき 750円	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 5,000円
ケガ	死亡・後遺障害	—	—	—	—	—	—
	入院保険金日額 1日目から補償	—	—	—	—	—	—
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の 10 倍 外来の手術：入院保険金日額の 5 倍					
	通院保険金日額 1日目から補償	—	—	—	—	—	—
賠償その他	携行品損害	30万円(自己負担額1事故3,000円)※新価払					
	個人賠償責任	1億円 ※示談交渉サービスつき(国内のみ)					
	救援者費用	250万円					
	基本補償の月払保険料	520円	820円	1,490円	2,150円	2,710円	3,270円

補償項目	補償内容	ファミリーコース 保険金額			カップルコース 保険金額			
		F1	F2	F3	F4	C0	C1	C2
本人	死亡・後遺障害	150万円	200万円	400万円	600万円	300万円	500万円	500万円
	入院保険金日額 1日につき	1,500円	5,000円	6,000円	7,000円	3,000円	5,000円	7,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の 10 倍 外来の手術：入院保険金日額の 5 倍						
	通院保険金日額 1日につき	1,000円	3,000円	3,500円	4,000円	1,500円	2,500円	3,500円
ケガ	死亡・後遺障害	80万円	100万円	150万円	200万円	200万円	300万円	300万円
	入院保険金日額 1日につき	1,000円	3,000円	4,000円	5,000円	2,000円	3,000円	5,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の 10 倍 外来の手術：入院保険金日額の 5 倍						
	通院保険金日額 1日につき	600円	1,500円	2,000円	2,500円	1,000円	1,500円	2,500円
賠償その他	携行品損害	30万円(自己負担額1事故3,000円)※新価払						
	個人賠償責任	1億円 ※示談交渉サービスつき(国内のみ)						
	救援者費用	250万円						
	基本補償の月払保険料	1,670円	3,460円	4,500円	5,560円	1,670円	2,500円	3,200円

自転車通勤プランをご希望の方はトビーエージェンシーまでお問い合わせください。

オプション	ホールインワン・アルバトロス費用	補償内容	オプション月払保険料
オプションコース (P0~P5コース共通)			
H30	30万円	ホールインワン・アルバトロス費用	280円
H50	50万円	ホールインワン・アルバトロス費用	470円

100万円コースをご希望の方は17ページのゴルフプランをご選択ください。

オプション	弁護のちから	補償内容	オプション月払保険料
オプションコース (P0~P5コース共通)			
J1	通算 10万円 限度	弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%)	540円

※法律相談費用と弁護士委任費用については13~16ページの補償内容をご確認ください。
[保険期間：1年 団体割引20%、団体契約による割引5%]

自転車通勤プランをご希望の方はトビーエージェンシーまでお問い合わせください。

オプション	ホールインワン・アルバトロス費用	補償内容	オプション月払保険料
オプションコース (ファミリー・カップルコース共通)			
H30	30万円	ホールインワン・アルバトロス費用	280円
H50	50万円	ホールインワン・アルバトロス費用	470円

※ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の補償対象は本人のみになります。
100万円コースをご希望の方は17ページのゴルフプランをご選択ください。

オプションコース	月払保険料
PK (パーソナルコース)	1,510円
CK (カップルコース)	2,180円
FK (ファミリーコース)	2,280円

2015年以前に「住宅内生活用動産^{※1,※2,※3} + 借家賠償1,000万円(国内のみ補償)」のPK、CK、FKにご加入の方は、同内容で引き続きご加入いただけます。補償内容をご確認された場合は、トビーエージェンシーまで、お問い合わせください。
※1 PK:500万円、CK・FK:1,000万円 ※2 自己負担額 1事故3,000円 ※3 新価払

トピーライフ 24 お給料補償プラン 月払 所得補償 保険

おすすめ!!

突然の病気やケガに備えて、就業不能中の所得を補償するプランです。

- 1 病気・ケガで入院した場合の所得を補償。(国内外問わず)
- 2 入院だけでなく医師の指示による自宅療養の場合の所得も補償。
※専業主婦・主夫の方(NC・Cプラン:家事従事者特約セット)は入院のみ対象です。
- 3 無事故のときは保険料の20%を無事故戻し返れい金としてお返しします。
※中途退社された場合は「無事故戻し返れい金」はお返しできません。
- 4 加入手続きは簡単です。
(健康診断不要。所定の告知書にて手続きいただけます。告知内容・過去の傷病歴等により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。)
- 5 最長1年間補償します。
- 6 個人でご加入されるよりも安い保険料!
トピー団体割引20%適用!
- 7 天災危険も補償!(天災危険補償特約セット)
地震・噴火または津波によって被った傷害による就業不能も補償します。
- 8 精神障害(うつ病、気分障害、血管性認知症等)による就業不能も補償!
(精神障害拡張補償特約セット)
- 9 加入者がトピー工業グループ従業員でしたら、他社で働いている「旦那さま・奥さま」も加入できます!
※保険金請求の際には、勤務先から書類のお取付けが必要となる場合がございます。



所得補償保険のお支払いの例



所得補償保険の保険金額(口数方式)と保険料

しかも、保険料の20%の無事故戻し返れい金あり!

【保険期間】1年間 【団体割引】20% 【対象期間】1年
 【職種区分】NA、A:事務従事者(職種級別1級)>設計技術者・営業社員を含みます。
 NB、B:NA、A以外の方(職種級別3級)
 NC、C:家事従事者(専業主婦・主夫)の方*(職種級別1級)
 【特約】天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約、家事従事者特約(NC・Cプランのみ)
 ※主として被保険者(保険の対象となる方)の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方をいいます。(パートの方でも配偶者控除対象の方はご加入いただけます。)

「ご本人さまプラン」は、満15歳以上満69歳以下で有職の方、「家事従業者入院プラン」は、満16歳以上満69歳以下の方がご加入いただけます。
 *退職者の方はご加入いただけません
 基本補償の保険金額の設定に関しては、28ページをご参照ください。

支払対象外期間4日プラン

支払対象外期間 **4日** 働けなくなった場合、5日目からお支払いの対象となります。

	口数	1口	2口	3口	4口	5口
職種区分	NA・NB	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円
	NC	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円

- 加入口数1口につきNA・NBプランは月額3万円が保険金額です。
- NCプランは加入口数1口につき月額3万円が保険金額です。5口が加入限度(15万円)となっております。

1口あたり月払保険料表		ご本人さまプラン			家事従事者入院プラン		
満年齢区分	NA	NB	NC	満年齢区分	NA	NB	NC
15歳~19歳	189円	255円	120円	45歳~49歳	681円	921円	438円
20歳~24歳	273円	369円	174円	50歳~54歳	783円	1,056円	501円
25歳~29歳	306円	414円	198円	55歳~59歳	825円	1,116円	528円
30歳~34歳	381円	516円	243円	60歳~64歳	846円	1,143円	540円
35歳~39歳	468円	630円	300円	65歳~69歳	846円	1,143円	540円
40歳~44歳	582円	786円	372円				

支払対象外期間7日プラン

支払対象外期間 **7日** 働けなくなった場合、8日目からお支払いの対象となります。

	口数	1口	2口	3口	4口	5口
職種区分	A・B	10.5万円	21.0万円	31.5万円	42.0万円	52.5万円
	C	7.5万円	15万円	—	—	—

- 加入口数1口につきA・Bプランは月額10.5万円が保険金額です。
- Cプランは加入口数1口につき月額7.5万円が保険金額です。2口が加入限度(15万円)となっております。

1口あたり月払保険料表		ご本人さまプラン			家事従事者入院プラン		
満年齢区分	A	B	C	満年齢区分	A	B	C
15歳~19歳	567円	767円	255円	45歳~49歳	2,142円	2,888円	983円
20歳~24歳	830円	1,103円	375円	50歳~54歳	2,478円	3,350円	1,133円
25歳~29歳	935円	1,260円	428円	55歳~59歳	2,625円	3,539円	1,200円
30歳~34歳	1,155円	1,554円	525円	60歳~64歳	2,762円	3,728円	1,268円
35歳~39歳	1,439円	1,943円	660円	65歳~69歳	2,762円	3,728円	1,268円
40歳~44歳	1,796円	2,415円	818円				

現在、支払対象外期間7日プランにご加入の方は、再告知により支払対象外期間4日プランへ変更可能です。

○本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2018年7月現在)
 ○保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
 ○年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
 ○ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
 ○満15歳以上満69歳以下の方がご加入の対象となります。家事従事者特約では、規定上、被保険者の年齢は保険契約締結時に「満16歳以上満69歳以下」の方にかぎりずす。

告知の大切さについてのご説明

●告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
 ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
 ●告知の内容が正しくない、ご契約の全部または一部が解除になり、保険金がお受け取りいただけない場合があります。
 ※「ご加入に際して、特にご注意ください」と(注意喚起情報のご説明)を必ずお読みください。

トピーライフ 24 こども補償プラン 月払 傷害総合 保険

Kコース 【保険期間:1年 団体割引20%、団体保険による割引5%】
 職種級別A級、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット

被保険者	「保険期間の末日において満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」のお子さま ※保険期間の末日において、満23歳以上で「学校教育法に定める学校の学生・生徒」ではないお子さまが加入された場合、ご契約全体が加入時にさかのぼって無効となりますのでご注意ください。 ※扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則としてお子さまと同居されている親権者のうち、その家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎりずす。
育英費用	国内外を問わず、扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、所定の重度後遺障害を被られた場合に育英費用保険金をお支払いします。
死亡・後遺障害	傷害事故がもとで死亡されたり後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします。(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%)
基本補償の月払保険料	1口 560円 (お子さまは1人あたり3口までご加入できます。)

※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約をセットしていますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって被った中毒症状も保険金のお支払対象になります。
 ※熱中症危険補償特約セットですので日射または熱射による身体の障害も保険金のお支払対象になります。

トビライフ 24 がん補償プラン

月払 新・団体医療保険

(医療保険基本特約、がん保険特約等セット団体総合保険)

がんになるとこんなにお金がかかるんです!!

死亡原因の No.1 は 『がん』です!

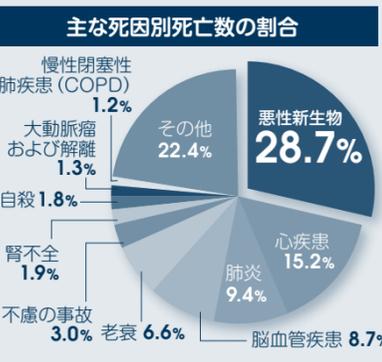
●「がん」による死亡は死亡原因全体のほぼ30%です。

でも 早期発見で「がん」は 治る時代です!

●「がん」は大変恐ろしい病気ですが、医学の進歩により、早期発見すれば完治も可能になっています。

しかし 治療には 費用がかかります!

●「がん」の治療には入院費用の他にも、「差額ベッド代」や「先進医療(技術料)」など公的医療保険が適用されない費用がかかります。



平均入院日数と医療費

	入院日数	医療費
胃がん	約19日	約29万円
気管支がんおよび肺がん	約14日	約23万円
乳がん	約13日	約23万円

公益財団法人全日本病院協会
「主な病気と医療費2013年1~3月の平均」

約10人に3人(28.7%)の方が、
実際にがんでお亡くなりになっています。

平成27年厚生労働省
「人口動態統計月報年計(概数)の概況」

がん補償プランの 4つの特長

- 1 団体契約専用プランで割安! [団体割引20%適用]**
- 2 白血病や上皮内がん(初期段階のがん)も補償の対象 何度でも診断保険金をお支払いします。**
(2年に1回を限度とします。*)
※2回目以降のがん診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。
- 3 ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です。**
加入依頼書および被保険者告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
- 4 がんて入院した場合、初日から無制限で保険金をお支払い**

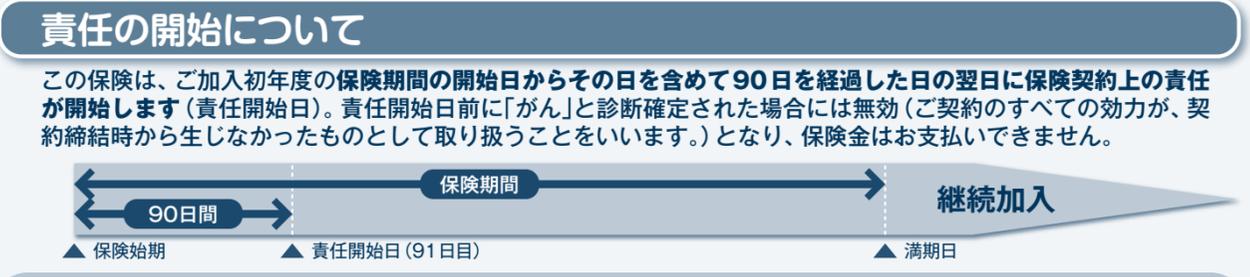


満70歳以上の方については継続加入のみ加入対象となります。新規加入はできません。
がん保険にまだ入っていない、または上乗せ補償をご検討の皆さま。お手軽ながん補償プランをぜひご検討ください。

M1コース [保険期間:1年 団体割引20%]		M2コース [保険期間:1年 団体割引20%]	
1口 団体割引 20%	補償内容	1口 団体割引 20%	補償内容
がん診断保険金	1,000,000円	がん診断保険金	1,000,000円
がん入院保険金日額	1日につき 10,000円	がん入院保険金日額	1日につき 10,000円
がん手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	がん手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
がん外来治療保険金	1日につき 5,000円	がん外来治療保険金	1日につき 5,000円
先進医療*	2,000,000円		

[1口あたり月払保険料表] [保険期間1年 団体割引20%]		[1口あたり月払保険料表] [保険期間1年 団体割引20%]	
満年齢区分	保険料	満年齢区分	保険料
~24歳	160円	50歳~54歳	1,670円
25歳~29歳	170円	55歳~59歳	2,370円
30歳~34歳	290円	60歳~64歳	3,310円
35歳~39歳	390円	65歳~69歳	4,790円
40歳~44歳	580円	70歳~74歳	5,950円
45歳~49歳	1,030円	75歳~79歳	7,050円

●保険料は保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
●年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は、中途加入日時点)の満年齢とします。
●ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
*M1コースについては、複数口の加入はできません。M2コースは3口がご加入限度となります。
●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2018年7月現在)
※先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)
<告知の大切さについてのご説明>
○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。



オプション 弁護のちから ※法律相談費用と弁護士委任費用については13~16ページの補償内容をご確認ください。
[保険期間:1年 団体割引20%]

オプションコース(M1、M2コース共通)	法律相談費用保険金(自己負担額1,000円)	弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%)	オプション月払保険料
L1	通算 10万円 限度	通算 100万円 限度	540円

おすすめ

トビライフ
24

介護補償プラン

月払

新・団体
医療保険

(医療保険基本特約、疾病保険特約、介護一時金支払特約、親孝行一時金支払特約等セット団体総合保険)

1 基本補償(介護一時金+疾病入院・通院補償)内容

■病気やケガなどにより要介護状態となった場合の介護による急な出費(介護用品購入、住宅改修費用、優良老人ホーム入居一時金等)の一時金を補償!

■病気による入院(日帰り入院*もOK!)、退院後の通院費用も補償!

*日帰り入院とは、日帰り手術のため、1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。



2 さらに、親孝行一時金 オプション をセットすれば、

ご両親(実父・実母、義父・義母、同居・別居を問いません。)が要介護認定*されたとき、一時金を補償!

*公的介護保険を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5に該当する認定

3 ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です。

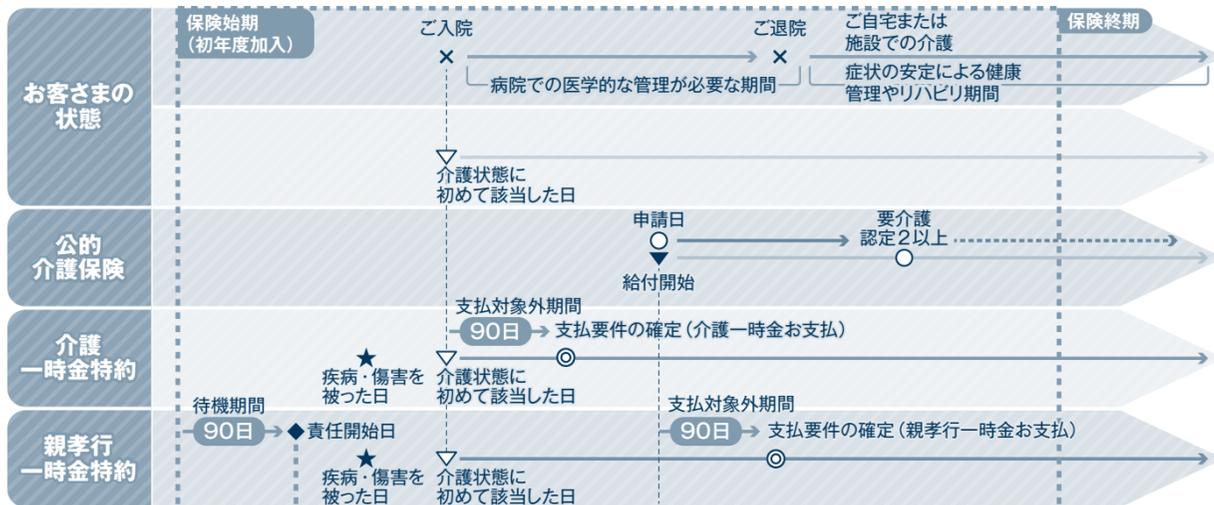
加入依頼書および被保険者告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

*親孝行一時金にご加入の際も告知が必要となります。

4 基本補償(介護一時金+疾病入院・通院補償)の新規ご加入は、満15歳から満79歳までご加入できます。

5 親孝行一時金(オプション)の新規ご加入は、満40歳から満79歳までご加入できます。

介護一時金のお支払いのながれ(例)



「SOMPO笑顔倶楽部」が ご利用いただけます!

MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上でご加入者の皆さまにご提供いたします。

主なコンテンツ

- ① 認知症知識・最新情報
- ② 認知機能チェック
- ③ サービスナビゲーター
- ④ 認知機能低下の予防サービスの紹介
- ⑤ 介護に関するサービスの紹介

公的介護保険は第1号被保険者の65歳以上と第2号被保険者の40~64歳に分かれます。第2号被保険者は16種類の特定の疾病によって要介護状態になったときのみ、公的介護保険を受給することができます。40歳代、50歳代は働き盛り。万が一、交通事故や一般的な病気により要介護状態になったときに備えて、保険のご加入をおすすめします。

基本補償 介護補償

*精神障害補償特約(疾病用) *介護一時金をお支払いした場合、このプランは失効します。
[保険期間:1年 団体割引20%]

補償項目	補償内容	D1	D2	D3
介護一時金 (支払対象外期間90日)	病気やケガにより所定の要介護状態に該当した日からその日を含めて90日間を超えて要介護状態が継続しとき	100万円	200万円	300万円
疾病入院 (支払対象外期間0日、支払限度日数180日)	病気により入院したとき(日帰り入院OK、180日限度、初年度契約および継続契約の保険期間通算支払限日数1,000日限度)	1日につき 1,500円		
疾病手術	病気により手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外)	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
疾病退院後通院 (継続して4日を超えて入院、支払限度日数90日)	病気により継続して4日を超えて入院し、その後通院したとき(90日限度、初年度契約および継続契約の保険期間通算支払限日数1,000日限度)	1日につき 1,000円		
先進医療	日本国内において、病気・ケガで先進医療や臓器移植を受けた場合	300万円		

満年齢区分	月払保険料		
	D1	D2	D3
15歳~24歳	150円	160円	170円
25歳~29歳	190円	200円	210円
30歳~34歳	220円	230円	240円
35歳~39歳	240円	250円	260円
40歳~44歳	270円	280円	300円
45歳~49歳	330円	370円	400円

満年齢区分	月払保険料		
	D1	D2	D3
50歳~54歳	460円	530円	600円
55歳~59歳	710円	860円	1,020円
60歳~64歳	1,030円	1,340円	1,650円
65歳~69歳	1,590円	2,120円	2,650円
70歳~74歳	2,680円	3,800円	4,920円
75歳~79歳	4,550円	6,900円	9,260円

*満80歳以上は継続契約のみ加入可能です。

オプション 親孝行一時金

*親孝行一時金をお支払いした場合、このプランは失効します。
*被保険者は公的介護保険の対象者にかぎりません。
*初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。
[保険期間:1年 団体割引20%]

補償項目	補償内容	E1	E2	E3
親孝行一時金 (支払対象外期間90日)	公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分2から5のいずれかに該当すると認定され、その状態が要介護認定を受けたその日を含めて90日間を超えて継続したとき	100万円	200万円	300万円

満年齢区分	月払保険料		
	E1	E2	E3
40歳~44歳	20円	30円	50円
45歳~49歳	30円	60円	90円
50歳~54歳	60円	120円	180円
55歳~59歳	120円	240円	360円

満年齢区分	月払保険料		
	E1	E2	E3
60歳~64歳	250円	490円	730円
65歳~69歳	530円	1,060円	1,590円
70歳~74歳	1,130円	2,250円	3,370円
75歳~79歳	2,360円	4,710円	7,070円

*満80歳以上は継続契約のみ加入可能です。

オプション 介護のちから

*法律相談費用と弁護士委任費用については13~16ページの補償内容をご確認ください。
[保険期間:1年 団体割引20%]

オプションコース(D1~D3コース共通)	法律相談費用保険金(自己負担額1,000円)	弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%)	オプション月払保険料
L1	通算 10万円 限度	通算 100万円 限度	540円

おすすめ

トビライフ 24

弁護士費用補償（弁護のちから）プラン

オプション



もしも あなた自身や大切なお子さまが法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなトラブルが起きています。

「ある」と答えた方 15.4% (約6.5人に1人)

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。



歩行中に自転車に衝突された



こどもが学校でいじめを受けている



相続で兄弟ともめている



離婚で配偶者ともめている

例えば **あなたが歩行中に自転車に衝突され大ケガをした場合・・・**

相手方の態度が悪く、誠実な対応をしてくれない。訴えを起こしたいけれど、具体的にどうすればいいのかな・・・

仕事が忙しくてなかなか時間がとれないわ。専門知識がないから対応に時間がかかりそう・・・

治療費や休業損害を相手方に請求したいけれど、どのくらいの額を、どうやって請求すればいいのかな・・・



このような法的トラブルを、ご自身のちからだけで解決するのは大変です。

実際の手続きや、その時間的な負担はもちろん、ご家族も含めた精神的な負担の大きさは計り知れません。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、**専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…**

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。

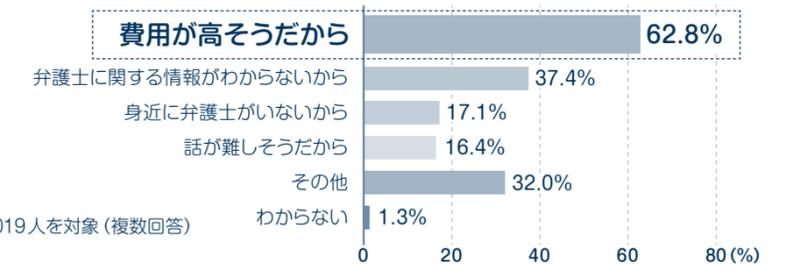


出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパン日本興亜にて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。



出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

法的トラブルに巻き込まれたときに「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい・・・
そのような声にこたえて、

弁護のちからがあなたの生活を
守ります!!

弁護士費用補償(弁護のちから)プラン(オプション)

被保険者の範囲: 被保険者ご本人

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者  被保険者ご本人 お子さま

被保険者ご本人だけでなく、**お子さま^(※1)**が遭遇されたトラブルについても対象となります。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。
- 画廊から本物といつわられて、偽物の絵画を売りつけられた。



人格権侵害^(※2)(※3)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- いわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 昔の恋人からストーカー行為をされている。



借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者  被保険者ご本人

次の法的トラブルについては、**調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



離婚調停^(※2)

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 職務遂行におけるトラブル

など

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。
 (※2) 人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。
 (※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

補償内容と保険料は『傷害総合補償プラン』5ページ、『がん補償プラン』10ページ、『介護補償プラン』12ページに掲載しています。

■ 弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方は、別途、弁護士費用補償プラン、傷害総合補償プラン(プランP0~P5)、がん補償プランまたは介護補償プランにご加入いただく必要があります(配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます)。

弁護士費用補償に関する保険責任について

■ 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
 ■ 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
 ■ 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。

国内補償^(※)

1 法律相談費用保険金 弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。 ■お支払いする保険金の額 1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用	■保険金額(保険期間1年間につき) 通算 10万円 限度	2 弁護士委任費用保険金 弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。 ■お支払いする保険金の額 1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用	■保険金額(保険期間1年間につき) 通算 100万円 限度
---	--	--	---

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。
 ⚠ いずれの保険金も、**弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパン日本興亜の事前の同意が必要となります。**

お支払事例(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

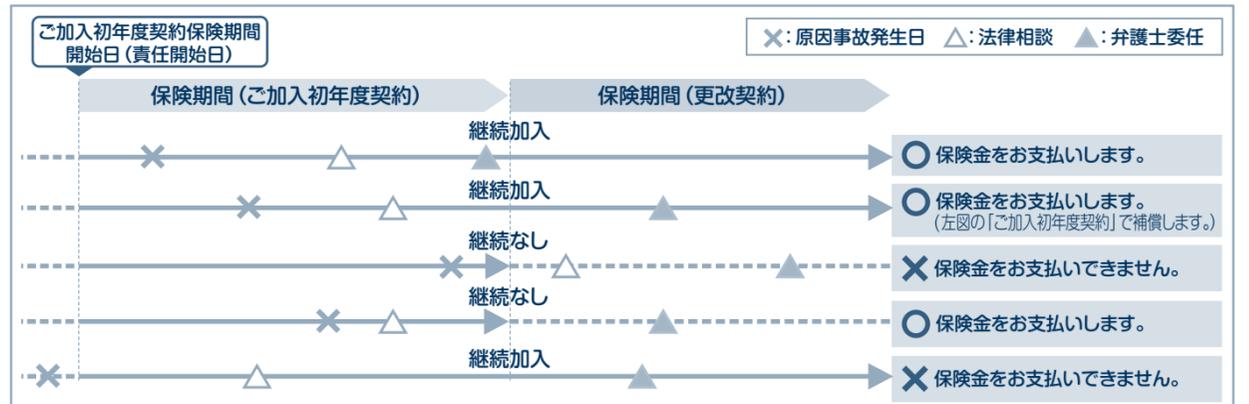
法律相談にかかった費用 1万円	➡	法律相談費用保険金のお支払額 1万円 - 1,000円(自己負担額) = 9,000円	合計 45万9,000円をお支払い
弁護士委任にかかった費用 50万円 着手金 15万円、報酬金 35万円	➡	弁護士委任費用保険金のお支払額 50万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = 45万円	

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

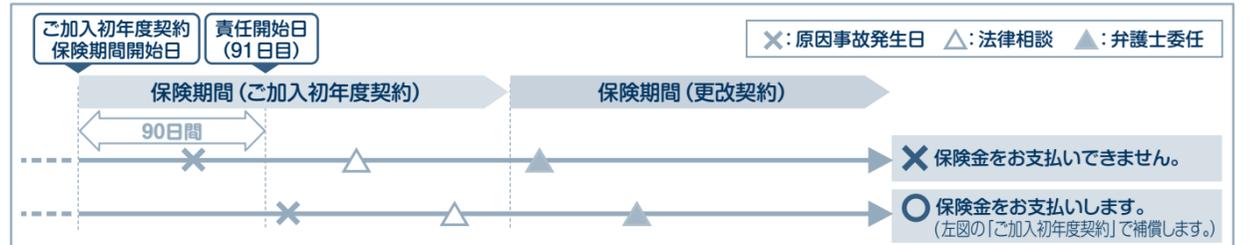
相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパン日本興亜が、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

トビライフ 24 ゴルファープラン 月払 ゴルフアー 保 険

トビライフ24 / パンフレット / 2018年 改訂
初版 / 再版

夢のホールインワンからプレー中の思わぬ事故まで
ワイドに補償します!

**ゴルファー
必須のワイドな
補償!**



- 練習・プレーも安心。他人への賠償も補償します!
- ゴルフ中の思わぬケガを補償します!
- 練習場・ゴルフ場でのゴルフ用品の盗難等も補償します!
- 夢のホールインワン達成時には記念品の購入費用等をお支払いします!

こんな時、保険金をお支払いします



ゴルフ中の賠償事故 ゴルフ中にケガ ゴルフクラブの破損 ホールインワン・アルバトロス費用

ご加入コースと保険金額・月払保険料 [保険期間1年 団体割引15%]

		コース・保険金額			
		G25	G35	G55	G100
補償項目	ゴルフ中の賠償責任	5,000万円			
	ゴルファー自身の傷害	死亡*	500万円		
		後遺障害	死亡保険金額の100%~4%		
		入院	7,500円		
	通院	5,000円			
	ゴルフ用品の損害	10万円	15万円	25万円	30万円
	ホールインワン・アルバトロス	25万円	35万円	55万円	100万円
	月払保険料	390円	520円	800円	1,280円

*身体傷害の保険金額をいいます。

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのご案内

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルは、損保ジャパン日本興亜の
傷害総合補償プラン(傷害総合保険)、こども補償プラン(傷害総合保険)、
お給料補償プラン(所得補償保険)または、がん補償プラン(新・団体医療保険)
または、介護補償プラン(新・団体医療保険)にご加入いただいた
皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。
※ゴルフプランのみご加入の方は対象外です。

**無料でご利用
できます!!**

サービスメニュー

健康・医療相談
看護師が健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

介護相談
看護師が介護全般に関わる悩みや相談にお答えします。

育児相談
看護師が育児全般に関わる悩みや相談にお答えします。

健康管理相談
栄養・食事相談
看護師が栄養や食事に関わる健康管理相談にお答えします。
薬に関する相談
看護師が薬に関わる悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポートサービス
人間ドック紹介
看護師が人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。
郵便検診
看護師が忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介するサービスです。
検診結果相談
看護師が検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

メンタルヘルス相談
 平日 9:00~22:00
 土曜 10:00~20:00
 ※日祝・年末年始(12/29~1/4)を除きます
 臨床心理士が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

予約制専門医相談
看護師が「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は医師と電話で相談(予約制)が可能です。

医療機関情報提供サービス
緊急時の医療機関情報の提供
看護師が夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄の医療機関の情報をご提供します。
専門医療機関情報の提供
看護師が地域の専門医療機関情報をご提供します。
女性医師情報の提供
看護師が女性医師情報をご提供します。
高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関情報の提供
看護師が高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関に関わる情報をご提供します。
転院・患者移送手配サービス
看護師が転院・患者移送業者の活用の相談ならびに手配に関わる情報をご提供します。

公的給付相談
社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。(予約制)

法律・税金相談
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。(予約制・30分間)

メンタルITサポート(Webストレスチェック)
24時間・365日 ホームページにアクセスすることによるストレスチェック等が利用できます。

ご利用方法

詳しいサービスのご利用案内(通話料無料電話、ホームページアドレス等)はご加入後にお送りする加入者証をご覧ください。
 (注1) 本サービスは損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携業者がご提供します。
 (注2) お電話でのご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
 (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

トビライフ24 / パンフレット / 2018年 改訂
初版 / 再版

トピー工業
グループ役員および
従業員の皆さまへ

トピー工業グループ

団体扱保険商品のご案内

団体扱2つの メリット

1 保険料は給与天引きで手間いらず!(ご退職者は口座振替)
 保険料は契約始期月の2か月後より、給与天引き(または口座振替)されます。
 現金でのお手続きは必要ありません。

2 団体扱分割12回払の場合、一般の分割払契約より約5%おトク!
 団体扱分割12回払の場合、一般契約の分割払契約にかかる分割割増5%が不要です。
 また団体扱一括払の場合、さらに約5%引となります。

**5%
割引!!**
2012.11.1%

**自動車
保険**
THE クルマの保険 他

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、
トピーエージェンシーまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

**トピー工業グループ
団体扱制度なら**

さらに **10%
割引!!**
2019.2.28まで

●無事故割引等級もそのまま継承!
 今までお使いになっているノンフリート等級(無事故による割増引)を継承できます! 他の保険会社からの切替時も継承します!

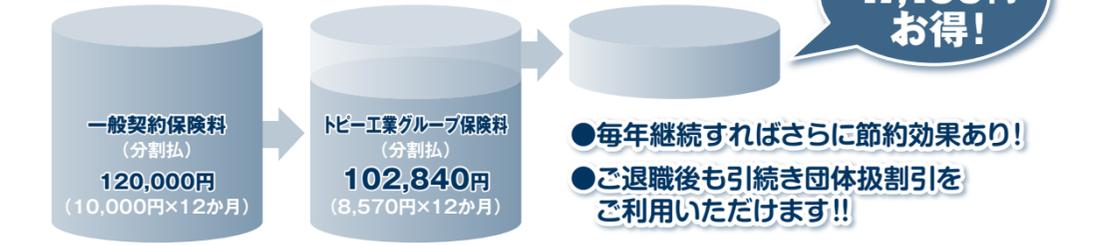
●ご家族の車でも加入が可能!



団体扱割引率は、トピーグループ団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。団体扱割引率10%は、保険始期が2018年3月1日～2019年2月28日のご契約に適用されます。

●団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、トピーエージェンシーまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険料メリットの例



●毎年継続すればさらに節約効果あり!
 ●ご退職後も引続き団体扱割引をご利用いただけます!!

契約条件 お客さまの車種・ご契約条件等によって保険料は異なりますので、あらかじめご了承ください。

<p>【THE クルマの保険(個人用自動車保険)】ノンフリート10等級(45%割引) 事故有期間0年 料率クラス(車両:4 対人:5 対物:5 傷害:5) 保険期間:2018年8月1日～2019年8月1日 免許の色:ゴールド 年齢条件:35歳以上 保険始期日時時点の被保険者の年齢:45歳 使用目的:日常・レジャー 用途車種:自家用普通乗用車 対人賠償・対物賠償:無制限(自己負担額なし)</p>	<p>人身傷害:7,000万円(搭乗中のみ) 入院定額給付金:10万円 車両保険:一般条件 車両保険金額:220万円(自己負担額0-0万円) ロードアシスタンス 運搬後諸費用特約:代車日額5千円 主な特約:対物全損時修理差額費用特約、 弁護士費用特約、個人賠償責任特約 一般口座振替契約:10,000円/月(120,000円/年) 団体扱契約:8,570円/月(102,840円/年)</p>
--	---

**火災
保険**
THE すまいの保険 他

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、
トピーエージェンシーまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お得な保険料でこんなときにこんな補償、だから安心

例えばお得な個人用火災総合保険と地震保険(網線部)をセットにした場合、対象となる建物・家財に対して次のような場合に補償されます。



大切な家財の火災保険のご加入をご検討ください。
 建物のみしか火災保険をつけていない場合、家具や家電製品などの家財の損害は補償されません。また、万が一事故が起きた場合に、家財の損害額は意外と高額になります。

他にこんな商品も取扱しています

万ーに備えながら満期の楽しみ
積立傷害保険 積立火災保険

病気で入院した時にも給付金を受取りたいわ
生きるためのがん保険 Days1

我が家の愛犬ポチ、今は元気だけど病気やケガが心配だなあ
ペット保険始めました ペット&ファミリー 少額短期保険株式会社

健康のお守り
新CURE キュア オリックス生命保険【新CURE】

ちゃんと応える医療保険
NEVER アフラック【EVER】

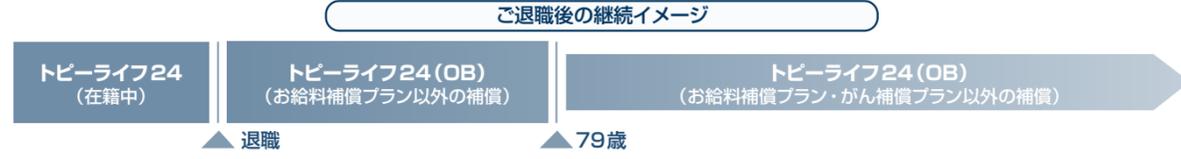
※保険の詳細な内容につきましては各パンフレットをご覧ください。

ご興味のある商品がございましたら、お気軽にお近くのトピーエージェンシーまでお気軽にご連絡ください!
(パンフレット最終ページの取扱代理店までお問い合わせください。トピーエージェンシーホームページも是非ご活用ください。)
 他の保険のご契約状況やご健康状態等によっては、一部お引受が制限される場合もございます。また商品によっては団体扱保険(給与控除)の取扱いができないものもございます。恐れ入りますが詳細はトピーエージェンシーまでお問い合わせください。

トピーライフ 24 『よくある質問 (FAQ)』

Q 退職となった場合は、どうなりますか? 共通

A 一定の条件を満たせば、トピー工業グループのOB団体契約に切り替えてご加入いただくことができます(お給料補償プランは除きます。)。またその場合、保険料のお支払方法は口座振替となります。



Q 携行品損害や住宅内生活用動産の新価払とは、どのようなものですか? 傷害総合補償プラン

A 新価払とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な「再調達価額」のことです。それに対して、「時価払」は、同等なものを新たに購入するのに必要な額から、使用や経過年月による消耗分を差し引かずに算出した金額をいいます。

Q ファミリーコースの場合、補償される家族の範囲は? 傷害総合補償プラン

A おケガの補償については、ご本人、ご本人の配偶者およびご本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、ご本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子となります。また、個人賠償責任については、パーソナルコース、カップルコース、ファミリーコース問わず、ご本人、ご本人の配偶者およびご本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、ご本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子、本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。上記いずれかの方が無責任能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。詳しくは24ページをご覧ください。

Q 保険料はどのように決まるのですか? お給料補償プラン がん補償プラン

A 保険料は皆さまそれぞれの保険始期日(中途加入日)の年齢によって決定します。5歳刻みの保険料設定となっており、性別による格差はありません。保険料は更新時の保険始期日時点の年齢により、毎年見直しされます。

Q 加入にあたり、医師の診査が必要ですか? お給料補償プラン がん補償プラン

A 簡単な告知をいただくだけで、医師の診査は必要ありません。しかもご本人以外のご家族がご加入される場合、ご本人がご家族に代わって告知することができます。ただし、告知書の内容によりご加入をお断りする場合や特別な条件付きでのご加入となる場合があります。

Q 個人で加入しているがん保険とどこが違うのですか? がん補償プラン

A がん補償プランは、トピー工業グループ社員だけの割引が適用されている団体保険であるため、個人でご加入されるよりも割安な保険料でご加入いただけます。ご契約は1年ごとに更新(自動継続)される掛け捨て型です。ただし、満79歳までの継続となります。

Q トピーライフ24の「がん補償プラン」で対象となる「がん」はどのようなものですか? がん補償プラン

A 悪性新生物や上皮内新生物がこの保険で対象になる「がん」となります。詳しくは、パンフレット32ページの用語のご説明「がん」をご覧ください。

Q 精神障害拡張補償とはどのようなものですか? お給料補償プラン

A 気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能を補償する特約です。(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)

トピーライフ 24 ご加入にあたって

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。また加入者ご本人以外に被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み: トピーライフ24でご案内している各種商品の構成・正式名称は次のとおりです。

- 傷害総合補償プラン・子ども補償プラン**: 傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- お給料補償プラン**: 所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- がん補償プラン**: 団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、がん保険特約等各種特約をセットしたものです。
- 介護補償プラン**: 団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、介護一時金支払特約、親孝行一時金支払特約等各種特約をセットしたものです。
- 弁護士費用補償プラン**: 傷害総合保険普通保険約款もしくは団体総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約をセットしたものです。
- ゴルフアープラン**: 賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、身体傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アールバトロス費用補償特約等をセットしたものです。

- 保険契約者 : トピー工業株式会社
- 保険期間 : 2018年11月27日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 2018年11月1日(木)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者: トピー工業グループの役員および従業員、退職者です。
- 被保険者: 役員および従業員またはその配偶者・子供・両親・兄弟姉妹およびご本人と同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)を被保険者としてご加入いただけます。
子ども補償プランの場合は、「保険期間の末日に満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」のお子さまにかぎります。傷害総合補償プランファミリーコースの場合は、加入者(社員:本人)が加入すれば、本人の配偶者やその他親族(本人またはその配偶者の、①同居の親族および②別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。))の子)についても保険の対象になります。傷害総合補償プランカップルコースの場合は、加入者(社員:本人)が加入すれば、本人の配偶者についても保険の対象になります。傷害総合補償プランパーソナルコースの場合は、加入した方のみが保険の対象となります。
※なお、被保険者の続柄はケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
お給料補償プラン: ご本人さまプランの場合、満15歳以上満69歳以下で有職の方、家事従事者入院プランの場合は満16歳以上満69歳以下の方が対象となります。
なお、家事従事者入院プランは、主として被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方(家事従事者)がご加入できます。
がん補償プラン: 新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。
ゴルフアープラン: 加入した方のみが保険の対象となります。
- 扶養者: 育児費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただけます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎります。
- お支払方法: 2019年1月分給与からの毎月控除となります。(全12回払)(退職者の方は口座振替)
- お手続き方法: 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、トピーエージェンシーまでご送付ください。

	ご加入対象者	お手続き方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」、「告知書」*1に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*3	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」*1*2をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※1 お給料補償プラン、がん補償プラン、介護補償プランにご加入の場合は必要です。

※2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。

※3 「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要となる場合を含みます。加入依頼書の修正方法等はトピーエージェンシーまでお問い合わせください。

傷害総合補償プラン・子ども補償プランにご加入される方はご確認ください。

- 仕事の中のおケガも補償される24時間補償となり、職種級別によって保険料が異なる仕組みとなりますので、ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 既加入者の方で、次ページの表のA級職種に該当する皆さまにつきましては、前年参考プラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合は、内容をご確認のうえ、加入依頼書をご提出ください。
- また、次ページの表のB級職種に該当する皆さまは、加入依頼書を訂正してご提出いただく必要があります。ご加入に際しての内容や、送付した加入依頼書の修正方法などをトピーエージェンシーまでお問い合わせください。

【職種級別表】

Table with 2 columns: 職種級別 (A級, B級) and 職業・職種 (下記以外, 木・竹・草・つる製品製造業者, etc.).

お給料補償プラン・がん補償プラン・介護補償プランにご加入される方はご確認ください。

- 保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合は、告知書の提出が必要となります。
●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしております。
●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、トピーエージェンシーまでご連絡ください。

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

傷害総合補償プラン 傷害総合保険

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒は含みません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
●「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
●「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

Table with 3 columns: 保険金の種類, 保険金をお支払いする主な場合, 保険金をお支払いできない主な場合. Rows include 死亡保険金, 後遺障害保険金, 入院保険金, 手術保険金.

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

Table with 3 columns: 保険金の種類, 保険金をお支払いする主な場合, 保険金をお支払いできない主な場合. Rows include 手術保険金, 通院保険金, 携行物品損害, 個人賠償責任.

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

傷害総合補償プラン(続き) 傷害総合保険

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償 救護者費用 (国内外補償) ^(注)	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用^(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅^(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※1) 次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ. 交通費 救護者^(※3)の現地^(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救護者2名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救護者のホテル等の宿泊料(救護者2名分、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ. 諸雑費 救護者の渡航手続費および救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)</p> <p>(※2) 「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※3) 「救護者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地向へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※4) 「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

【オプション】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償 ホールインワン・アルバトロス費用 (国内のみ補償) ^(注)	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1) 「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2) 「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることを行います。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(※3) 「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパン日本興亜にゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパン日本興亜がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p> <p>(注1) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください! ●キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能)で、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎり。が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業として行っている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償 ホールインワン・アルバトロス費用 (国内のみ補償) ^(注) (続き)	<p>(※4) ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することを行います。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することを行います。</p> <p>(※5) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工業者をいいます。</p>	<p><前ページから続きます。></p>
物の損害の補償 住宅内生活用動産 (国内のみ補償) ^(注)	<p>【①損害保険金】 住宅^(※1)内に所在する生活用動産^(※2)で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額^(※3)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1) 「住宅」とは、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。</p> <p>(※2) 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。</p> <p>(※3) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(注) 保険の対象が貴金属、宝玉石または宝石もしくは書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>【②臨時費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> <p>【③残存物取片づけ費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用動産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。</p> <p>【④失火見舞費用保険金】 保険の対象または保険の対象を収容する建物^(※1)から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯^(※2)の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額^(※3)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。</p> <p>(※1) 日本国内にかぎります。</p> <p>(※2) 「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。</p> <p>(※3) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(注) 次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ■ コンタクトレンズ、眼鏡 ■ 義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■ 動物、植物 ■ 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■ 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■ 手形その他の有価証券(小切手を除きます。)、印紙、切手 ■ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬすみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れまたは紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など</p>
賠償責任 借家人賠償 (国内のみ補償) ^(注)	<p>日本国内において被保険者^(※)が借用・使用する借戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※) 被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。</p> <p>①借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。</p>	<p>①故意 ②心神喪失による損害 ③借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借戸室を貸主に引き渡した後発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など</p>

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

傷害総合補償プラン (続き) 傷害総合保険

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

お給料補償プラン 所得補償保険

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険 (基本補償) (*) 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害 (病気またはケガ) を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 $\text{お支払いする保険金額} = \frac{\text{保険金額}}{\text{月額}^{(*)1}} \times \frac{\text{就業不能期間}}{\text{就業不能期間} \times \text{就業不能期間}^{(*)2}} \times \text{就業不能期間}^{(*)3}$ (注) 就業不能期間 (保険金をお支払いする期間) が1か月に満たない場合または就業不能期間 (保険金をお支払いする期間) に1か月未満の端数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1) 対象期間 (1年) を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注5) 保険金のお支払いは、初年度加入 (または通算支払限度期間に関する特約をセット後) および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。2004年度 (ご加入が2005年度以降の場合、ご加入年度) のご契約から継続後のご契約を通算してお支払日数をカウントします。 (注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。	● 次の事由によって被った身体障害 (病気またはケガ) による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動 (テロ行為 ^{(*)1}) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸 (けい) 部症候群 (いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^{(*)2} のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑧ 精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨ 妊娠または出産を原因とした就業不能 (注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害 (躁病、うつ病等) 統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります (アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。) (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯するものがその主義・主張に関し行う暴力的行為をいいます。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	家事従事者特約 (*) 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害 (病気またはケガ) を被り、その身体障害の治療のために入院していることにより家事労働に全く従事できない状態である場合	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。

(*) 補償内容が同様のご契約^{(*)1}が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^{(*)2}。
 (※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただくこと

● 特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
 ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。
 (削除できない場合の例)
 ○ 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 ○ 告知書「疾病・症状一覧表」のF群 (腰・脊椎の疾病) が補償対象外となっている場合 など
 ・ 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

● 基本補償の保険金額の設定について

ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。
 また、他の保険契約等^(*)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
 (※) 「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険 (例: 個人事業主)	85%以下
健康保険 (例: 給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合 (例: 公務員)	40%以下

(注) 家事従事者特約をセットされた場合は、保険金額 (月額) は15万円が限度となります。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病 (病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間 (日数) をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術 (組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。) を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありませぬ。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(*) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間 (日数) をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間 (日数) に4日を加えた日数をいいます。
傷害 (ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ● 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ● 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ● 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害 (傷害の原因となった事故を含みます。) および疾病をあわせて身体障害をいいます。 (※) 骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

お給料補償プラン (続き) 所得補償保険

用語のご説明 (続き)

用語	用語の定義
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休暇、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

< 家事従事者特約の場合の「就業不能」「所得」「平均月間所得額」は、下記のとおりです。 >

用語	用語の定義
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
所得	家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
平均月間所得額	2018年7月現在、171千円とします。

こども補償プラン 傷害総合保険

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故 (以下「事故」といいます。) によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
(注1) 「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
(注2) 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注) 靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動 (テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸 (けい) 部症候群 (いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。)、航空機操縦 (職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行 (これらに準ずるものおよび練習を含みます。) の間の事故 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害 = 死亡・後遺障害 × 後遺障害の程度に応じた保険金の額 保険金額 割合 (4% ~ 100%)	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用 育英費用 (国内外補償) (注1)(注2)	扶養者 ^(※1) が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態 ^(※2) となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※1) 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2) 「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (注) 「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動 (テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

(注1) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
(注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

がん補償プラン 新・団体医療保険

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を受けた場合等に保険金をお支払いします。
ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目 (責任開始日) 以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん 診断保険金	責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にかんが治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動 (テロ行為 ^(※) を除きます。) ③核燃料物質 (使用済燃料を含みます。)、もしくは核燃料物質によって汚染された物 (原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など (※) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
がん 入院保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 がん入院保険金の額=がん入院保険金日額×入院した日数	
がん 手術保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 (入院中に受けた手術の場合) がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×10 (倍) (外来で受けた手術の場合) がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×5 (倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的全整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。がん手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下 (1) から (5) までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術 (同一の先進医療に該当する手術を含みます。)) を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、がん手術保険金の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1	

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

がん補償プラン (続き) 新・団体医療保険

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がんの補償	<p>がん手術保険金 (続き)</p> <p>回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p>	<p><前ページから続きます。></p>
	<p>がん外来治療保険金</p> <p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 がん外来治療保険金の額 = がん外来治療保険金日額 × 外来治療を受けた日数</p>	
費用の補償	<p>先進医療等費用保険金 (注2)</p> <p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※)のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興業(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

- (注1) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
 ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額
 ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額
- (注2) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
 (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

- 特定疾病等対象外特約について
 ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
 ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。

また、保険期間の中途での削除はできません。
 (削除できない場合の例)
 ○補償対象外とする疾病群が複数の場合
 ○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など
 ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
責任開始日	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
外来治療	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
乳房再建術	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

介護補償プラン 新・団体医療保険

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	介護一時金	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>
	疾病入院保険金	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p>

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

介護補償プラン (続き) 新・団体医療保険

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>② 先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>③ 放射線治療に該当する診療行為</p> <p>〈入院中に受けた手術の場合〉 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p><前ページから続きます。></p> <p>⑥ 傷害</p> <p>⑦ 妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの</p> <p>⑨ アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
疾病退院後通院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	<p>1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p>	<p><前ページから続きます。></p>
費用の補償	<p>先進医療等費用保険金^(注2)</p> <p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※)のないもの</p> <p>⑥ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧ 妊娠、出産</p> <p>⑨ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興業(これらに準ずるものおよび練習を含みます。の)間の事故 など</p> <p>(※) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(注1) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

① 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

② 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

(注2) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【オプション】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
親孝行一時金	<p>被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。)が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>(注1) 初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。</p> <p>(注2) 本特約の被保険者(親)の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)の方となります。</p> <p>(注3) 保険金支払条件変更特約(親孝行一時金用)がセットされています。</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>④ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤ アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥ 先天性異常</p> <p>⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

その他ご注意ください

● 特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

(削除できない場合の例)

○ 補償対象外とする疾病群が複数の場合

○ 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

介護補償プラン (続き) 新・団体医療保険

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病 (病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害 (疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
傷害 (ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含まれません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

介護一時金支払特約 要介護状態区分一覧表

■認定基準

●被保険者が下記要介護状態区分A-1からB-2のいずれかに該当する状態となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて保険証券記載の介護一時金支払対象外日数を超えて継続した場合は、この特約、医療保険基本特約および普通保険約款の規定に従い、加入依頼書等記載の介護一時金保険金額を保険金として被保険者にお支払いします。

要介護状態区分	該当条件	公的介護要介護区分 (参考)
A-1	寝返り・歩行について全面的な介護が必要 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の行為すべてに全面的な介護が必要	要介護度4もしくは5
A-2	下記*問題行動が10項目以上みられる 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の行為すべてに全面的な介護が必要	要介護度4もしくは5
B-1	寝返り・歩行について全面的もしくは部分的な介護が必要 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の行為のうち2項目以上に全面的もしくは部分的な介護が必要 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱のいずれかの行為の際、全面的介護が必要	要介護度2もしくは3
B-2	下記*問題行動が5項目以上みられる 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の行為のうち2項目以上に全面的もしくは部分的な介護が必要 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱のいずれかの行為の際、全面的介護が必要	要介護度2もしくは3

※問題行動



問題行動

- ① ひどい物忘れがある。
- ② まわりのことに関心が無い
- ③ 物を盗られたなどと被害的になることがある。
- ④ 作り話をし周囲に言いふらすことがある。
- ⑤ 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
- ⑥ 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
- ⑦ 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
- ⑧ 暴言や暴行を行うことがある。
- ⑨ 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
- ⑩ 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
- ⑪ 助言や介護に抵抗することがある。
- ⑫ 目的もなく動き回ることがある。
- ⑬ 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
- ⑭ 外出すると迷子になることがある。
- ⑮ 徘徊することがある。
- ⑯ むやみに物を集めることがある。
- ⑰ 火の始末や火元の管理ができないことがある。
- ⑱ むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
- ⑲ 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
- ⑳ 異食行動がある。
- ㉑ 周囲が迷惑している性的行動がある。

■支払対象外日数

●支払対象外日数：90日

■特約失効

●保険金をお支払いした場合、被保険者が実際に要介護状態に該当した日の翌日から特約は失効します。

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

弁護士費用補償プラン 弁護士費用総合補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(※) 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパン日本興亜の同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>1 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等^(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>2 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。</p> <p>3 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、内縁関係の解消および協議離婚によるものを含まれません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>4 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注1)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりあります。 (注2)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <p>①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬすみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。 ⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルを除きます。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルを除きます。 など (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかでない場合を除きます。</p> <p>【各トラブル固有の事由】</p> <p>左記1に該当する場合 ⑫被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った自動車または原動機付自転車の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生したトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮業剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形</p> <p>左記1・2・5に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由</p> <p>左記1・5に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害</p> <p>左記3に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル</p> <p>など</p>
保険金種類 法律相談費用保険金 弁護士委任費用保険金	<p>お支払いする保険金の額</p> <p>法律相談^(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパン日本興亜の同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</p> <p>弁護士委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパン日本興亜の同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費^(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。</p> <p>弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</p>	
	<p>(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>①被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(※) 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金 (続き)	<p>②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりあります。 (※2)財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎりあります。 (※3)遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。 (※5)諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。</p>	<p><前ページから続きます。></p>

(※)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2.借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによるトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3.離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5.人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによるトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生の時											
	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時											
	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによるトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時												
4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりあります。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。												
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

ゴルファープラン

ゴルファー保険

ゴルファー保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルファー自身の傷害、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。

(注1) ゴルファー保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (注)	<p>ゴルフの練習、競技または指導 (これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。) 中に発生した偶然な事故により、他人 (キャディを含みます。) にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用 (訴訟費用等) の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。</p> <p>(注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。</p> <p>(注3) 記名被保険者 (加入依頼書等記載の本人をいいます。) が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方 (記名被保険者の親族にかぎり) についても被保険者となります。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</p> <p>⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任</p> <p>⑥自動車 (ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。) の所有、使用または管理に起因する賠償責任 (※)</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>(※) ゴルフカート自体の損害に対する賠償責任については保険金をお支払いできません。</p>
身体傷害	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導 (これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。) 中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>①死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=保険金額の全額</p> <p>②後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 後遺障害 = 保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%)</p> <p>③入院保険金 入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。 入院保険 = 保険金額 × (1.5 / 1000) × 入院日数 (事故の発生の日から180日以内)</p> <p>④通院保険金 通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険 = 保険金額 × (1.0 / 1000) × 通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位 (脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等) を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>①故意または重大な過失に起因するケガ</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ</p> <p>③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火または津波に起因するケガ</p> <p>⑥類 (けい) 部症候群 (いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 (※) のないもの など</p> <p>(※) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
ゴルフ用品 (注)	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価 (※) を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p>①ゴルフ用品の盗難 (ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎり)</p> <p>②ゴルフクラブの破損または曲損</p>	<p>①故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害</p> <p>③置き忘れまたは紛失によって生じた損害</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルフ用品 (注) (続き)	<p>(※) 「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。</p>	<p>事変または暴動によって生じた損害</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害</p> <p>⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 など</p>
ホールインワン・アルバトロス費用 (注)	<p>日本国内にあるゴルフ場 (※1) においてゴルフ競技 (※2) 中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用 (現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用 (※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用 (保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1) この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2) この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し (ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数 (パー) 35以上の9ホール (ハーフ)、または基準打数 (パー) 35以上の9ホール (ハーフ) を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(※3) 「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパン日本興亜にゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパン日本興亜がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p> <p>(注1) ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます (ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください!</p> <p>●キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像 (ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール (球孔) に入るまで連続した映像のものにかぎり) が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者 (※) が目撃しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフ場の経営者または使用人 (臨時雇いを含みます。) がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など</p>

(注) 補償内容が同様のご契約 (※1) が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください (※2)。

(※1) 賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	用語	用語の定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。	免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。	傷害 (ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。		●急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
目撃	ホールインワン (球孔) に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数 (パー) より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール (球孔) に入ることを、その場で確認することをいいます。	●偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。	●外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ（共通）

この保険はトピー工業株式会社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

【各プラン共通】

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

【傷害総合補償プラン・ごども補償プラン共通】

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者ご本人の職業または職務
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- （※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【お給料補償プラン・がん補償プラン・介護補償プラン共通】

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務（お給料補償プランのみ）^(※1)
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
- 告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等^(※2)の加入状況
- （※1）家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方」であることを告知してください。
- （※2）お給料補償プランにおける「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- （※）がん補償プラン、介護補償プランにおける「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - *損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。
 - ③今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【がん補償プラン】

- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにもかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。

【ゴルフプラン】

- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- （※）「他の保険契約等」とは、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 身体傷害補償の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。身体傷害補償の死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- （注）ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内

容の変更について取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
 - 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>（お給料補償プラン以外の場合）
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【傷害総合補償プラン・ごども補償プラン共通】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、カスその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【ごども補償プラン】

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

【お給料補償プラン】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- （注）家事従事者特約をセットされた場合において、新しくお仕事を始められたときは、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
 - 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ①他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
 - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④他の保険契約等がある場合 など

4. 責任開始期

●各プラン共通

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、（注）中途加入の場合は毎月20日までの受付分は受付日の当月27日（20日過ぎの受付分は翌月27日）に保険責任が始まります。

【お給料補償プラン】

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）に対しては保険金をお支払いします。
 - ※1 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - ※2 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- （注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外となっている疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

【介護補償プラン】

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- （注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- （※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- （※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【がん補償プラン】

- がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、親孝行一時金支払特約等については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件（「特定疾病等対象外特約」をセット）でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

【弁護士費用総合補償特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 離婚調停に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

【共通】

- 事故が発生した場合（ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合）、保険金支払事由に該当した場合（就業不能が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日（がんと診断確定された日、入院を開始した日、

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

手術を受けた日、事故が発生した日、就業不能期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- 保険金のご請求にあたっては、次ページに掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③ 傷害の程度、就業不能の程度、疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、凶面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、テスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度、保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険が

お支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【傷害総合補償プラン】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) 個人賠償責任を補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- *借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

【お給料補償プラン】

- 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、左記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【弁護士費用補償プラン】

- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパン日本興亜に書面でご通知ください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

【ゴルフファープラン】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパン日本興亜にご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出ていただく必要があります。

- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書類

- (1) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用した場合
1名以上の同伴競技者、補助者としてついたキャディおよびゴルフ場の責任者等が署名または記名捺印された損保ジャパン日本興亜所定のホールインワン・アルバトロス証明書(以下「証明書」といいます。)
- (2) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合
1名以上の同伴競技者およびゴルフ場の責任者等が署名または記名捺印された損保ジャパン日本興亜所定の証明書に加え、以下の①から④までのいずれかの提出が必要です。

- ①ホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員^(※1)が署名または記名捺印された損保ジャパン日本興亜所定の証明書

- ②ゴルフ場が主催または共催する公式競技において、ゴルフ場の会員である被保険者が達成したホールインワンまたはアルバトロスを目撃した競技参加者または競技委員が署名または記名捺印された損保ジャパン日本興亜所定の証明書

- ③ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)

- ④同伴競技者以外の第三者^(※2)がホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合、同伴競技者以外の第三者が署名または記名捺印された損保ジャパン日本興亜所定の証明書

(※1) そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

(※2) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

2. 費用支払を証明する書類

3. アテスト済のスコアカード(写)

その他必要書類については、損保ジャパン日本興亜よりその都度連絡させていただきます。

【介護補償プラン】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、トピーエージェンシーまでご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料を精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

※お給料補償プランについて、中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

●傷害総合補償プラン・子ども補償プラン

ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●お給料補償プラン

ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害の原因によって、所得を得ることができないかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなかった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個体に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

●傷害総合補償プラン(傷害総合保険)

- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社(契約事務幹事保険会社)

子ども補償プラン(傷害総合保険)	●損害保険ジャパン日本興亜株式会社(契約事務幹事保険会社)
お給料補償プラン(所得補償保険)	●損害保険ジャパン日本興亜株式会社(契約事務幹事保険会社) ●東京海上日動火災保険株式会社
がん補償プラン(新・団体医療保険)	●損害保険ジャパン日本興亜株式会社(契約事務幹事保険会社)
介護補償プラン(新・団体医療保険)	●損害保険ジャパン日本興亜株式会社(契約事務幹事保険会社)
弁護士費用補償プラン(弁護士費用総合補償特約)	●損害保険ジャパン日本興亜株式会社(契約事務幹事保険会社)
ゴルフファープラン(ゴルフファー保険)	●損害保険ジャパン日本興亜株式会社(契約事務幹事保険会社)

※上記は2018年10月1日現在の予定引受保険会社です。正式な引受保険会社および引受割合についてはトピーエージェンシーまでお問い合わせください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

●プラン共通

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●傷害総合補償プラン・子ども補償プラン・お給料補償プラン・がん補償プラン・介護補償プラン・弁護士費用補償プラン

この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、傷害総合補償プラン、子ども補償プラン、弁護士費用補償プラン(傷害総合補償プランにセットした場合)は保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が、お給料補償プラン、がん補償プラン、介護補償プラン、弁護士費用補償プラン(がん・介護補償プランにセットした場合)については保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

●ゴルフファープラン

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

